

郡上市耐震改修促進計画

平成19年3月 策 定

令和 3年4月 最終改定

はじめに

- 1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ 1
- 2 計画改定の経緯

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

- 1 想定される地震の規模 2
- 2 人的被害の想定 3
- 3 建物被害の想定 3
 - (1) 建物被害
 - (2) 地震火災

第2 建築物の耐震化に係る目標

- 1 建築物の耐震化の現状 4
 - (1) 住宅の耐震化の現状
 - (2) 特定建築物の耐震化の現状
- 2 建築物の耐震化の目標 7
- 3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標 9
 - (1) 公共施設における耐震化
 - (2) その他民間防災拠点施設等における耐震化

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

- 1 耐震化の課題 10
- 2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務 10
 - (1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割
 - (2) 市・県の役割
- 3 実施する事業の方針 11
 - (1) 事業の考え方
 - (2) 実施する事業
- 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方 11
 - (1) 重点的に耐震化を図る地域
 - (2) 地震発生時に通行を確保すべき道路
 - (3) 重点的に耐震化を図る建築物
 - (4) より重点的に耐震化を図る建築物
- 5 命を守るための多様な取組みの推進 12

第4 建築物の耐震化を促進する施策

- 1 安心して耐震化が行える環境整備 13
 - (1) 郡上市建築物等耐震化促進事業
 - (2) 自治会等との連携
- 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及 15
 - (1) 相談体制の整備
 - (2) 情報提供の充実
- 3 地震時の建築物の総合的な安全対策 16
 - (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策
 - (2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

- 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等 17
 - (1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）
 - (2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）
 - (3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）
 - (4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）
- 2 建築基準法による勧告又は命令 20
- 3 所管行政庁との連携 20

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

- 1 市が定める耐震改修促進計画 20
- 2 計画の推進体制 20

はじめに

1 計画策定の経緯と地震防災における位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、郡上市の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、平成18年度から27年度までの10年間を計画期間とする「郡上市耐震改修促進計画」を平成19年3月に策定した。

本計画は、岐阜県耐震改修促進計画を受け、本市における具体的目標を定める計画であり、また郡上市地域防災計画及び郡上市国土強靱化地域計画との連携を図り、地震防災施策の一環として位置づけるものである。

2 計画改定の経緯

本計画は、平成19年3月の策定後、法改正等により必要な改正を行っている。設定した目標年次により計画期数を下記のとおりとし、今後も引き続き計画を推進することとする。

計画及び期間	策定・改定時期	主な内容
第1期計画 (H18～H27)	平成19年3月	計画策定
第2期計画 (H28～R2)	平成28年4月	第2期計画策定
	平成31年4月	被害想定の修正
	令和2年4月	ブロック塀等撤去工事補助事業の開始を追記
第3期計画 (R3～R7)	令和3年4月	第3期計画策定

第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約 100 本もの活断層が存在し有史以来地震による被害を多く受けてきた。特に 1891 年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード 8.0）であり、県内だけでも 5,000 人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、南海トラフ地震の発生の危険性が高まっている。

想定した地震は、海溝型地震と内陸直下型地震であり、海溝型地震は、「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（平成 25 年 2 月）で想定した「南海トラフの巨大地震」とする。内陸直下型地震は、「内陸直下地震に係る震度分布分析・被害想定調査」（平成 29,30 年度）で想定した「長良川上流断層帯地震（北側震源）」「阿寺断層帯地震（北側震源）」「高山・大原断層帯地震（南側震源）」「揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震」とする。（表 1-1）

南海トラフの巨大地震については、県全域が震度 5 強以上の揺れに見舞われ、県南部を中心に震度 6 弱の揺れになり、岐阜・西濃圏域を中心に広い範囲で液状化が発生する可能性高いと予測している。

また、4 つの内陸直下型地震については、いずれも郡上市において震度 6 強以上の揺れになり、震度 7 程度の揺れが発生することも予測している。

表 1-1 想定される地震の規模

想定地震 \ 地震の規模	最大震度	PL 値（液状化指数）※
南海トラフの巨大地震	5.97（震度 6 弱）	58.30
長良川上流断層帯地震 （北側震源）	6.71（震度 7）	32.21
阿寺断層帯地震（北側震源）	6.35（震度 6 強）	19.47
高山・大原断層帯地震 （南側震源）	6.69（震度 7）	29.40
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	6.25（震度 6 強）	22.24

※PL 値（液状化指数） PL 値>15：液状化の可能性が高い 5<PL 値≤15：液状化の可能性がある

2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表1-2のとおりである。地震発生時間を冬の午前5時（多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する可能性が高い。）と、冬の午後6時（住宅等で火気器具の使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）、及び夏の昼（オフィスや繁華街等に多数の滞留者があり、自宅以外で被災するが多い。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の午前5時を記載する。

表1-2 想定される人的被害

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	負傷者数	要救出者数※	避難者数
南海トラフの巨大地震	8	14	319	19	2,149
長良川上流断層帯地震（北側震源）	635	1,108	3,195	1,458	16,926
阿寺断層帯地震（北側震源）	66	114	888	151	3,482
高山・大原断層帯地震（南側震源）	30	51	513	68	1,833
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	64	110	826	145	3,350

※要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表1-3のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の午後6時（住宅等で火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。）を記載する。

（1）建物被害

市内においては、長良川上流断層帯地震（北側震源）の場合、11,606棟の建物が全壊すると予測される。

（2）地震火災

市内においては、長良川上流断層帯地震（北側震源）の場合、出火件数が概ね188件程度と予測される。

※炎上出火：初期消火できなかった出火

表1-3 想定される建物被害

（単位：棟）

想定地震	建物被害		焼失棟数
	全壊	半壊	
南海トラフ巨大地震	681	2,310	7
長良川上流断層帯地震（北側震源）	11,606	8,189	188
阿寺断層帯地震（北側震源）	1,247	3,951	12
高山・大原断層帯地震（南側震源）	520	2,335	7
揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震	1,244	3,716	14

第2 建築物の耐震化に係る目標

1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「新基準建築物」、これより前に着工された建築物を「旧基準建築物」という。このほか、建築物の耐震化に関する用語の意義は次の通りである。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、旧基準建築物のうち、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）又は耐震改修した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）といい、この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「耐震補強」という。また、「建て替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「耐震性が不十分な建築物」とは、旧基準建築物のうち、耐震診断の結果、耐震性が不十分であり、かつ耐震改修が行われていないものをいう。

(1) 住宅の耐震化の現状

市内の建築年代別住宅数は、5年ごとに行われている住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると表2-1のとおりである。

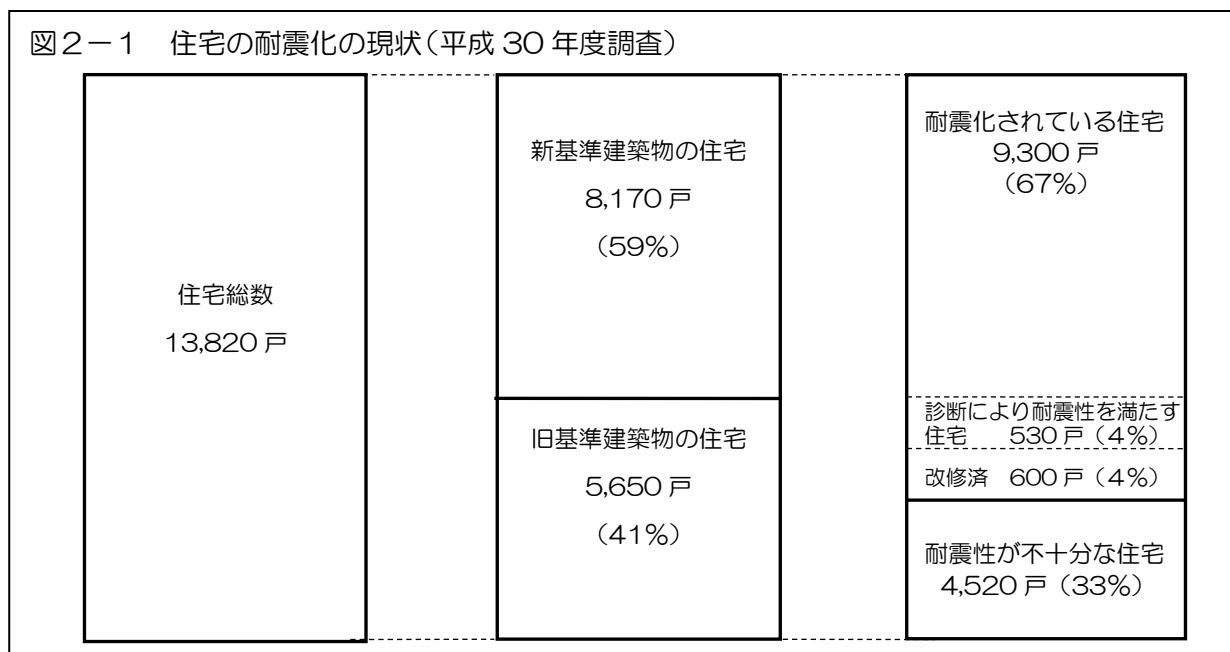
表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

建築年	年代別住宅数	平成20年調査		平成25年調査		平成30年調査	
		戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
旧基準	S35年以前	3,120	23	2,860	21	3,360	24
	S 36年～45年	1,410	10	1,170	9		
	S 46年～55年	2,310	17	2,310	17	2,080	15
	不詳	—	—	—	—	210	2
	計	6,850	50	6,340	47	5,650	41
新基準	S 56年～H2年	1,970	14	1,970	14	1,870	14
	H 3年～7年	1,090	8	1,080	8	1,140	8
	H 8年～12年	1,670	12	1,480	11	1,480	11
	H 13年～17年	1,610	12	1,190	9	1,070	8
	H 18年～22年	620	4	1,150	9	1,030	7
	H 23年～27年	—	—	340	2	990	7
	H 28年～30年	—	—	—	—	280	2
	不詳	—	—	—	—	310	2
計	6,960	50	7,210	53	8,170	59	
合計		13,810	100	13,550	100	13,820	100
耐震改修を行った住宅		390	3	550	4	600	4

※不詳件数については、旧基準と新基準とで按分した件数で計上している。

「新基準建築物の住宅」については住宅・土地統計調査からの推計により 8,170 戸（約 59%）、
 「旧基準建築物の住宅」のうち「耐震改修を行った住宅」は同調査からの推計により 600 戸（約 4%）、
 「耐震診断結果により耐震性を満たす住宅」については耐震診断結果からの推計により 530 戸（約 4%）
 であることから、市内の住宅総数の 13,820 戸のうち 9,300 戸（約 67%）が「耐震化されている住宅」と推計できる。



(2) 特定建築物の耐震化の現状

一定の用途及び規模要件に該当する建築物を「特定建築物」と定め、その用途、規模の要件は表 2-2 の通りである。そのうち学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物を「3号特定建築物」という。

表 2-2 特定建築物一覧

号	NO	用途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	

1号	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2号	一 危険物の貯蔵庫又は処理場の用途に供する建築物	建築物の耐震改修促進に関する法律施行令第7条で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
	3号	一 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が岐阜県耐震改修促進計画に位置付けられた緊急輸送道路に接する建築物	

表 2-2 のうち 1 号特定建築物の市内の現状は、所有者に対して実施した実態調査によると表 2-3 の通りである。

表 2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

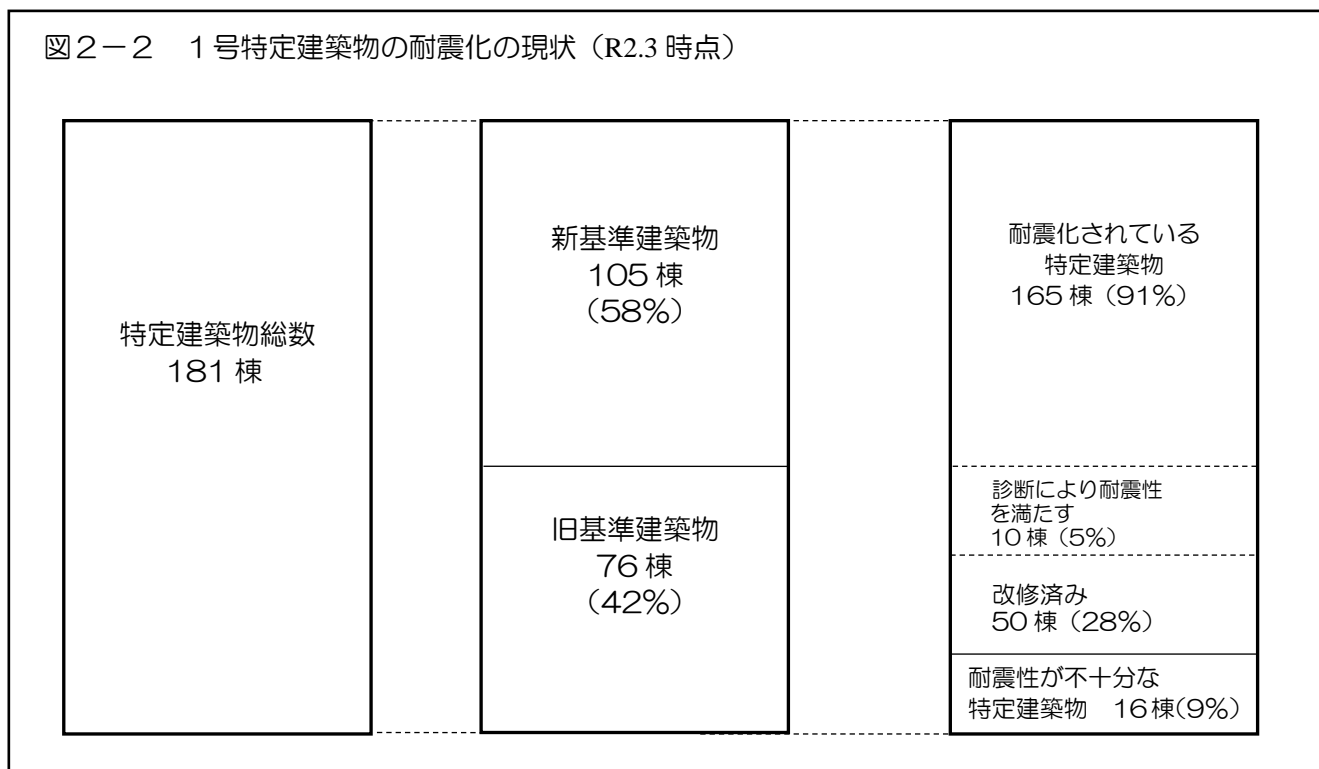
用途	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改修実施 済み		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
					耐震改 修実施 済み D	耐震性 を満た す E		
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	116	58	58	49	5	112	97%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	35	27	8	1	1	29	83%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	30	20	10	0	4	24	80%
	計	181	105	76	50	10	165	91%

注) A~D は実数値 E は推計値

1号特定建築物については、「新基準建築物」が 105 棟 (58%)、「旧基準建築物」76 棟 (42%) のうち、「耐震改修実施済みのもの」が 50 棟 (28%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が 10 棟 (6%) であることから、「耐震化されている建築物」は 165 棟となり、市内の 1 号特定建

建築物総数 181 棟のうち 91%が耐震化されていると推計できる。

図 2-2 1号特定建築物の耐震化の現状 (R2.3 時点)



2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となり、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。また、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、現行基準に適合する建築物においては、揺れによる大きな被害がさほど見られなかったことから、これまでに発生した地震による経験を生かした建築物の地震対策が有効であったと考えられる。

市民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

○国の基本方針（抜粋）

平成18年1月25日国土交通省告示第184号

最終改正 平成30年12月21日国土交通省告示第1381号

建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画及び首都直下型地震緊急対策推進基本計画における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消することを目標とする。

○住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会【国土交通省】

同研究会とりまとめ（令和2年5月）より抜粋

（住宅の耐震回R津の目標）

現在設定されている目標を5年間スライドさせて設定（令和7年95%、令和12年耐震性を有しない住宅のおおむね解消）することとしてはどうか。

住宅及び1号特定建築物の耐震化の現状及び上記の国の基本方針を踏まえ、以下を目標とする。

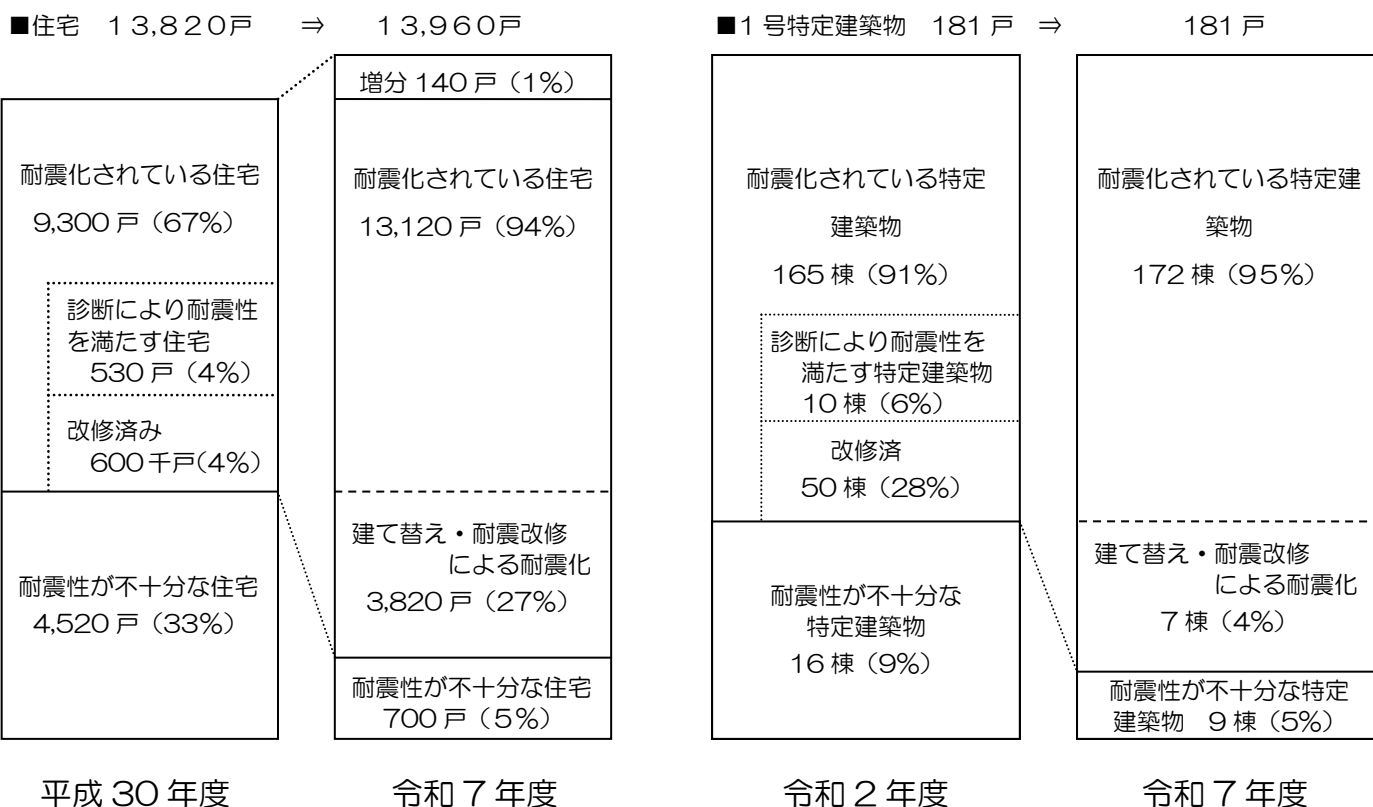
〈 第3期計画における目標 〉

令和7年 住宅及び1号特定建築物の耐震化率 95%

耐震化率95%を達成するため、平成30年から令和7年までの間に、住宅については3,820戸、1号特定建築物については7棟の耐震化が必要である。耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を支援する施策をより一層推進することにより、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

なお、目標の達成状況等については、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査にあわせて見直しを行う。

図2-3 住宅の耐震化の目標（令和7年度）



3 公共施設・防災拠点施設等の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校や公民館・集会所は避難収容拠点となるなど、多くの公共施設は被災後の防災拠点施設として活用されるため、公共施設の耐震化を進めることは被災時の利用者の安全確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能確保につながり、大変重要である。

実際、平成23年に発生した東日本大震災では、公共施設か民間施設であるかを問わず、庁舎、警察、病院等の防災拠点施設や避難所が、津波あるいは揺れによる建物の損傷等によって使用不能となったほか、平成28年に発生した熊本地震においても、揺れにより庁舎が損傷して立ち入りできなくなるなど、震災への対応能力が喪失したケースもあることから、これらの施設は、所有者による耐震性の早期確保が重要である。

このため、公共施設・防災拠点施設の耐震化については、建物の重要度や地震発生確率を踏まえた倒壊危険度を考慮した優先順位の見直しを行うとともに、避難所にあっては、地域での避難所の耐震化状況を考慮した優先順位の見直しを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

(1) 公共施設における耐震化

ア 耐震化の現状

公共施設のうち1号特定建築物（以下「公共1号特定建築物」という。）の耐震化の現状は、表2-4のとおりである。

表2-4 公共1号特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 公共1号特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E	使用 休止 F	耐震化さ れている 建築物 G=B+D+E	耐震化率 H=G/A
防災上重要な建築物（庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等）	101	46	55	49	5	0	100	99%
不特定多数の者が利用する建築物（集会場、宿泊施設、博物館等）	8	6	2	0	1	0	7	88%
特定多数の者が利用する建築物（賃貸住宅、事務所、工場等）	16	9	7	0	4	0	13	81%
計	125	61	64	49	10	0	120	96%

公共1号特定建築物については、「新基準建築物」が61棟（49%）、「旧基準建築物」64棟のうち、「耐震改修実施済みのもの」が49棟（39%）、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が10棟（8%）であることから、「耐震化されている建築物」は120棟となり、公共1号特定建築物総数125棟のうち96%が耐震化されている。

イ 耐震診断結果の公表

市立小・中学校施設の耐震化は完了しているが、耐震性が不十分な公共1号特定建築物に関する今後の施設整備予定（改築、使用中止など）について、施設を利用する市民に対して公表する必要がある。

ウ 耐震化の目標

公共施設の耐震性確保については、法により建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされていることに加え、施設所有者として「市民、施設利用者の生命（安全）」を守る責務があることから、早期に実施する必要がある。

このため、耐震化未対応の公共1号特定建築物5棟（いずれも市有施設）については建物の耐震性能、建物の用途別の重要度、及び地震発生確率を考慮の上、見直された優先順位を基に市の財政状況も勘案し順次補強工事を進める。

(2) その他民間防災拠点施設等における耐震化

公共施設については上記のとおりであるが、このほかの民間施設、特に避難所や病院などの防災拠点施設となる建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物については、耐震化の早期推進を目指す。

第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

建築物の耐震化を促進するための課題

- 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- 地震は来ても自分の家、建物は大丈夫だと思っている。
- 誰に頼んでいいかわからない。
- 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- 家族構成や生活形態などを理由に耐震補強に踏み切れない。

2 役割分担の考え方・建築物所有者の努力義務

これまで、市では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、市民、事業者、市及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

市民、事業者、市及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

(1) 市民・事業者（建築物所有者）の役割

- 市民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性の確保に努める。
- 市民及び事業者は、所有する既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定に該当するもの。）について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

(2) 市・県の役割

- 市及び県は、連携して建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。特に市においては普及啓発重点地区の設定や地域特性に応じた過去の災害情報の提供など、地域の実情に応じた有効的な普及啓発に努める。
- 市及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- 市及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

- ・県は、既存耐震不適格建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

3 実施する事業の方針

(1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための支援策として、建築物が個人財産であることや市の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果、耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

(1) 重点的に耐震化を図る地域

県内では、南海トラフ地震又は内陸直下型地震により多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられ、特に長良川上流断層帯地震（北側震源）による甚大な被害が想定されるため、市内全域を重点的に建築物の耐震化を図る地域とする。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模災害時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多い。また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要である。

県では被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連絡する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っている。

このため、法第5条第3項第3号に基づき「建築物の倒壊によって多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するための道路」として、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から第3次までの緊急輸送道路を指定する。

(3) 重点的に耐震化を図る建築物

1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害

につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから、すべての特定建築物、及び過去の地震における被害状況等を踏まえ、既存耐震不適格建築物のうち、木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

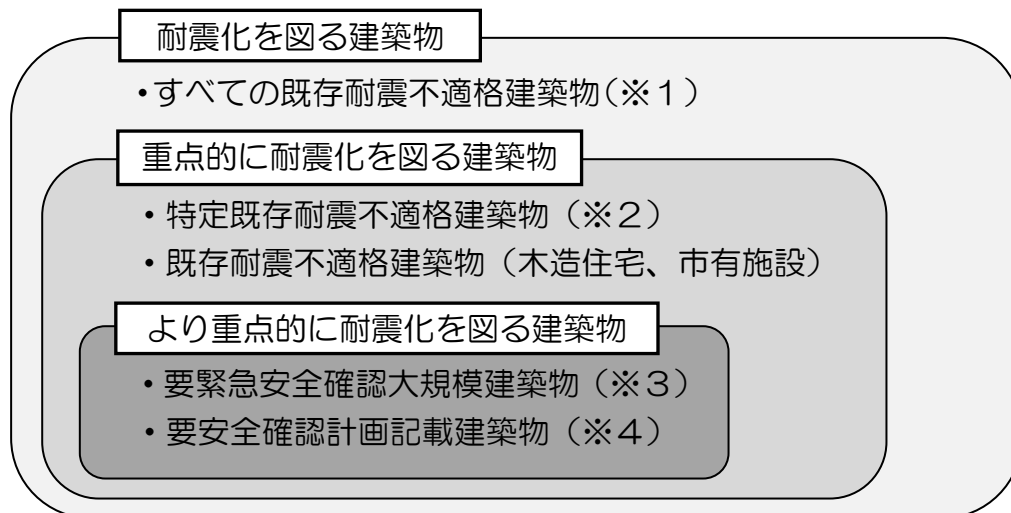
また、上記に該当しない市有建築物についても、市民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設として利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

なお、特定建築物に該当しない市有建築物、自治会等所有の建築物についても、市民の安全確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

(4) より重点的に耐震化を図る建築物

法附則第3条の規定による要緊急安全確認大規模建築物及び法第7条の規定による要安全確認計画記載建築物については、法により耐震診断が義務化されており、地震発生時において人的被害の可能性が高く、応急活動への影響も大きいと考えられることから、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

図3-1 重点的に耐震化を図る建築物分類



- ※1 既存耐震不適格建築物：住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しない全ての建築物
 - ※2 特定既存耐震不適格建築物：学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する建築物で一定の規模以上のもの、及び倒壊した場合に接する道路を閉鎖するおそれのある建築物など
 - ※3 要緊急安全確認大規模建築物：学校、病院、ホテル・旅館等多数の者が利用する大規模な建築物で法により耐震診断が義務づけられたもの
 - ※4 要安全確認計画記載建築物：防災拠点及び倒壊した場合に接する道路を閉鎖するおそれのある建築物で耐震診断を義務付けるものとして地方公共団体が指定したもの
- ※2～※4の規模要件等詳細については表5-2（P19）参照

5 「命」を守るための多様な取組みの推進

「木造住宅の耐震化」では、現在の建築基準法で想定する大地震動（極めて稀に発生する地震）において倒壊しないことが要求されており、地震による被害軽減のためにも耐震化の促進は非常に重要である。

しかしながら旧基準木造住宅所有者の中には、その家族構成や生活形態あるいは経済的理由など、様々な理由により耐震化を実施できない者もあり、これらの所有者に対しては、住宅の損傷防止だけで

なく人命を守るという視点から、将来的な耐震化を前提に部分的に損傷するものの建物全体としては倒壊しない性能が確保されるといった簡易補強（0.7補強）を推進することも重要である。

また、市民の多様な価値観やライフスタイルなどに対応し、市民の命を守る視点から、耐震シェルターなど、簡易補強以外の建築物に関する新たな防災手法についても検討を進める。

第4 建築物の耐震化を促進する施策

1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

（1）郡上市建築物等耐震化促進事業

ア 郡上市建築物等耐震化促進事業の概要

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助を平成17年度から、木造住宅無料耐震診断事業（委託派遣事業）を平成21年4月から、耐震補強工事に対する補助を平成17年度から県と協働で実施しており、平成26年度からは、新たに建築物耐震診断事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震診断事業及び特定建築物等耐震補強工事の補助事業（表4-1）を創設して制度を拡充して耐震化を促進している。

災害時に避難所となる市内公民館、集会場等に対しては、平成24年度から耐震診断事業を実施し、平成26年度からは、同避難所となる建築物の耐震補強工事費補助制度を実施している（郡上市地区集会施設整備事業補助金交付規則）。

また、大地震等において倒壊のおそれがあるブロック塀等の撤去工事に対する補助事業を、令和2年度から3年間の緊急支援事業として創設した。この制度は、道路（建築基準法第42条に規定する道路のほか、不特定の者が通行する道路）又は公共施設等に面する、高さ60cm以上、長さ2m以上のブロック塀等を対象としている。なお、社会資本整備総合交付金交付要綱による住宅・建築物安全ストック形成事業（防災・安全交付金等）のブロック塀等の安全確保に関する事業を活用する場合、事業要件である避難路沿道等は次に掲げるものとする。

- ・ 郡上市地域防災計画に定める緊急輸送道路（第1次～第3次）
- ・ 郡上市教育委員会が指定する小中学校通学路
- ・ 郡上市土砂災害ハザードマップに記載する避難経路

表4-1 郡上市建築物等耐震化促進事業の概要 ※1

区分	事業	対象	補助対象 限度額	補助率 ※2		
				国	県	市
木造住宅	耐震診断	木造住宅耐震診断事業 ・一戸建ての木造住宅（重点的に耐震化を図る建築物）	市の直営事業 47.3千円	1/2	1/4	1/4
	補強工事	木造住宅に係る住宅耐震補強工事 ・耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和56年5月以前に着工された一戸建て木造住宅で現に居住するもの（重点的に耐震化を図る建築物）	一般補強 110万円 簡易補強 84万円	工事費×40% 50万円限度 工事費×11.5% 24万円限度	工事費×25% 30万円限度 工事費×25% 30万円限度	工事費×25% 30万円限度 工事費×25% 30万円限度
建築物等	耐震診断	建築物耐震診断事業 ・木造以外の1戸建て住宅 ※3 ・特定建築物 ・特定建築物以外の建築物	面積限度額 面積限度額かつ1,570千円が限度	1/3	1/6	1/6
		・要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条に規定）	限度全額 ただし国からの直接交付分を除く ※4	1/2	1/4	1/4
	補強工事	特定建築物等耐震補強工事 ・特定建築物（法6条第1号）災害時に多数の者に危険が及びおそれのある建築物（重点的に耐震化を図る建築物）	51,200円 *延べ面積 *0.23 ※5	11.5%	5.75%	5.75%
		・要緊急安全確認大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物（法6条第3号）倒壊が周辺の市街地に及ぼす影響が大きい等、又構造が耐震上著しく危険な建築物（より重点的に耐震化を図る建築物）	51,200円 *延べ面積 ※5	1/3	1/6	1/6
	土砂災害特別警戒区域内住宅建替等工事	・土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定）内における住宅の新築、増築又は改築	対象経費最大 336万円 *1/3	11.5% （市の1/3へ 充当）	—	1/3
撤去工事	ブロック塀等撤去工事（令和2～4年度の3箇年事業） ・公衆用道路等に面し、安全対策が必要と判断されたブロック塀等の撤去又は一部除去	事業費の1/2と塀1m単価1万円のいずれか低い額で最大20万円	1/4 （市の1/2へ 充当）	1/8 （市の1/2へ 充当）	1/2	

※1 旧基準建築物を対象とする。

※2 補助率は上限である。

※3 木造以外の一戸建ての住宅のみ補助対象限度額136千円。

※4 詳細は、「郡上市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱」による。

※5 特例有、「郡上市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱」による。

イ 郡上市建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

（単位：件）

補助事業の種類	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
木造住宅耐震診断事業	9	1	1	6	10	19	40	50	60	16	25
木造住宅耐震補強工事費補助	0	0	0	0	2	1	1	3	6	1	3

補助事業の種類	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
木造住宅耐震診断事業	13	7	5	14	10
木造住宅耐震補強工事費補助	3	1	3	2	0

ウ 市民要望に対する的確な対応

東日本大震災以降、市民の地震対策への関心は高まってきたが、ここ数年はまた耐震診断等の件数が減少傾向にあるため、更なる啓発を行うとともに、耐震診断や耐震補強などの耐震化に係る経済的負担を軽減するための補助金についても、市民の要望に対して不足とならないよう的確な対応に努める。

エ 補助事業の活用促進を図るための取り組み

建築物の耐震化補助制度については、その積極的な活用が図られ、耐震化の一層の促進に資するよう、耐震化の進捗状況、所有者・地域の特性、県・市の財政状況などを総合的に勘案して、必要に応じ制度の見直しを行う。

(2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「みんなの地域はみんなで守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検、過去の地震被害の伝承や耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPO との連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等も活用しながら、このような地域の取り組みを支援する。

2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、市民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

(1) 相談体制の整備

ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるためには、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」（以下「相談士」という。）を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において閲覧できるようにしており、さらに、相談士の制度について周知を図っている。

イ 建築相談窓口

市民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、窓口において、地震対策を始めとした建築物に係る市民からの相談にしている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として市民の相談にしている。今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、市民の相談に積極的に応じていく。

ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

市が開催する各種イベントにおいて、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県専門家派遣事業を活用し、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

エ 住宅リフォーム工事業者向け耐震改修講習会の周知

住宅所有者がリフォーム相談をする際の相手となる住宅リフォーム工事業者に対して、県が開催する耐震に関する技術講習会の周知により参加を促し、事業者を通じてより広く市民への耐震化周

知を図る。

(2) 情報提供の充実

ア パンフレットの作成・配布

市は、市民向けの相談会、パンフレット、インターネット、広報等により建築物の耐震化について市民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

イ 各種広報媒体を活用した周知

広報誌やケーブルテレビ、市ホームページ等を活用し、広く市民に対して制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

ウ 市等主催の説明会の開催

県の講師派遣事業を活用して、自治会単位等で説明会を開催し、耐震化に係る情報提供を行う。

エ 耐震啓発ローラー作戦の実施

木造住宅の耐震診断の無料化（平成 20 年度から）、補強工事への支援の要件緩和等、より活用しやすい補助制度とするための見直しを行ったが耐震化促進事業の活用実績は十分とはいえない。

このため、主に旧基準木造住宅が密集する地域などを対象に、木造住宅の耐震化促進に資するよう、戸別訪問による耐震化の重要性・緊急性の周知と地域ぐるみの地震対策につながるよう地域の実情に応じたきめ細やかな普及啓発を行う。

オ 診断実施済み建築物等の所有者への啓発強化

これまで補助制度を活用して診断を実施した建築物等で、耐震性が不十分であることが判明した建築物等の所有者に対し、個別に働きかけを行い、耐震化を促す。

カ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、市民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効であるため作成し公表している。

キ 建築物の地震に対する安全性の認定

旧基準木造住宅のうち耐震改修を行った住宅について、耐震改修済みであることを対外的に周知することにより、耐震化未実施の住宅所有者に対する意識の向上が期待できることから、耐震改修済みである旨の表示制度の普及を図り、法第 22 条の規定に基づく建築物の地震に対する安全性の認定を取得した場合、認定を受けている旨の表示を付することができることとされており、建築物の所有者や利用者等の理解が得られるよう留意しつつ、表示制度の普及を図る。

また、公共建築物について建築の地震に対する安全性に係る認定及び当該認定を受けている旨の表示に係る制度を積極的に活用する。

3 地震時の建築物の総合的な安全対策

(1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、

窓ガラス、天井、外壁等の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備や家具の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の必要性が指摘されている。

このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

また、防災拠点施設については、被災時においても建物が使用できるよう、書架等の転倒防止対策と共に電気設備や給排水設備などの機能維持を含めた耐震性の確保やバックアップ機能の充実などについて、施設所有者に対し普及活動を行う。

(2) 地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くあったことから、平成29年度に県により大規模盛土造成地の調査（一次スクリーニング）が行われ、公表されたところである。今後は箇所別の危険性の確認（二次スクリーニング）の実施に向けて県と連携しながら検討を行う。

第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等

法に基づき、以下のとおり県と連携して指導・助言を行うほか、県により耐震診断結果や指導内容の公表を行う。

(1) 要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条該当）

報告された耐震診断の結果については、県HP等により平成29年3月28日に公表されたが、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(2) 要安全確認計画記載建築物（法第7条該当）

報告された耐震診断の結果については、県HP等により今後公表される予定であるが、耐震診断の結果、耐震性が不十分な建物の所有者に対して、耐震改修を行うよう指導・助言を行う。

(3) 特定既存耐震不適格建築物（法第14条、第15条該当）

法第14条第1項各号に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対して、必要に応じて技術指針等を勘案して指導・助言を行う。

法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、必要に応じて指示を行い、指示をしたにも関わらず、正当な理由がなく、指示に従わなかった場合は、その旨を県HP等により公表を行う。

(4) 既存耐震不適格建築物（法第16条該当）

上記（1）～（3）以外の耐震不適格建築物に対しては、必要に応じて指導・助言を行う。

表5-1 指導等規制対象一覧

	耐震診断			耐震改修			
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		指導・助言	指示・公表	報告命令 結果公表		指導・助言	指示・公表
要緊急安全確認 大規模建築物	義務	/	/	○	努力義務 (※2)	○	○
要安全確認計画 記載建築物		/	/	○		○	○
特定既存耐震 不適格建築物	努力義務	○	○ (※1)	/		○	○ (※1)
既存耐震 不適格建築物		○	/	/		努力義務 (※3)	○

※1 地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る

※2 地震に対する安全性の向上を図る必要があるとき

※3 必要に応じて

表5-2用途別指導・規制対象一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
多数の者が利用する建築物	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場面積含む
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	病院、診療所				
	劇場、観覧場、映画館、演芸場				
	集会場、公会堂				
	展示場				
	卸売市場				
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				
	ホテル、旅館				
	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
	事務所				
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
	幼稚園、保育園	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
	遊技場				
	公衆浴場				
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗					
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)					
車両の停車場、または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの					
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設					
保健所、税務署、その他これらに類する公益上必要な建築物					
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物				500㎡以上
通行障害建築物	県及び市町村の耐震改修促進計画で指定する緊急輸送道路等の道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	左に同じ	法第5条3項第2号及び同法第6条3項1号に定める道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物		
公益上必要な建築物(防災拠点建築物)			法第5条3項第1号に定める建築物		

要緊急安全確認大規模建築物

要安全確認計画記載建築物

2 建築基準法による勧告又は命令

建築基準法第6条1項1号に掲げる建築物、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物のうち、耐震診断及び耐震改修の「指示」に従わないために法に基づく「公表」を行った既存耐震不適格建築物の所有者が耐震診断及び耐震改修を明らかに行わない場合には、所管行政庁は当該建築物の構造体力上主要な部分の地震に対する安全性又は損傷、腐食その他の劣化の進み具合を把握するために立入調査を実施し、構造体力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると明らかに認められる建築物については建築基準法10条第3項の規定による命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となると明らかに認められる建築物については同条第1項の規定による勧告や同条第2項による命令を行う。

3 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るための指導を行うには、所管行政庁相互の整合性を確保した上で、指導等の内容、実施方法を定め、効果的な実施を図る必要がある。そのため、所管行政庁である県及び市において、書式の整備、具体的な取り組み方針等について協議を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

1 市が定める耐震改修促進計画

市においては、住民に最も身近な存在として地域の実情に応じた耐震診断及び耐震改修の促進のための施策を講じることが重要である。大地震はいつどこで起きてもおかしくない状況にあり、さらに、南海トラフ巨大地震等甚大な被害をもたらす大規模地震が切迫し、住宅及び建築物の耐震化の促進がより一層求められていることから、岐阜県ではすべての市町村において耐震改修促進計画を策定済みである。市の耐震改修促進計画においては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を勘案し、住宅及び多数の者が利用する建築物等の耐震化の目標を定め、さらに保有する公共建築物等の耐震化の目標を定めるものとする。

さらに、地域固有の状況に配慮して、地域住民との連携による啓発活動、県と市の連携による耐震化の促進に関する支援制度の活用について、計画に記載するものとする。

2 計画の推進体制

県、市町村、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物地震対策推進協議会」を活用し、耐震化に向けた取り組みの情報交換や実施体制の検討などで連携を図り、建築物の耐震化に取り組む。

改定履歴

平成19年3月策定

平成28年4月改定

平成31年4月改定

令和 2年4月改定

令和 3年4月改定